

水道事業会計・下水道事業会計のしくみ

○水道事業(上水道・簡易水道)と下水道事業(公共下水道)は、地方公営企業法によって定められた複式簿記による会計方式を採用しています。これを公営企業会計といいます。

会計のしくみを例えて説明すると次のようになります。

○公営企業会計には、3つの財布があります。

○1つ目の財布は、1年間に水を作る(汚水をきれいにする)のにいくらかかり、その水売って(汚水を受入れ)いくら収入があったかによって、その年にいくら儲かったか(純利益)、いくら損したか(欠損)を知るための財布です。この財布の収入は主に水道料金(下水道使用料)、繰入金などです。主な支出は、職員給与、動力費(電気料)、修繕費(施設、上下水道管等)、減価償却費、支払利息(企業債償還利息)などがあります。

○2つ目の財布は、老朽化した上下水道施設や上下水道管の更新、新たに施設を建設するための財布です。この財布の主な収入は借入金(企業債等)、国県補助金、受益者負担金、1つ目の財布からの補填です。主な支出は、上下水道施設の更新や新設等の建設改良費、借入金(企業債等)の元金返済です。

○1つ目の財布と2つ目の財布は、黒字でも赤字でも、1年ごとに財布の中味を空にします。では、二つの財布の中味が赤字の場合はどうするのか。そこで3つ目の財布が必要になります。

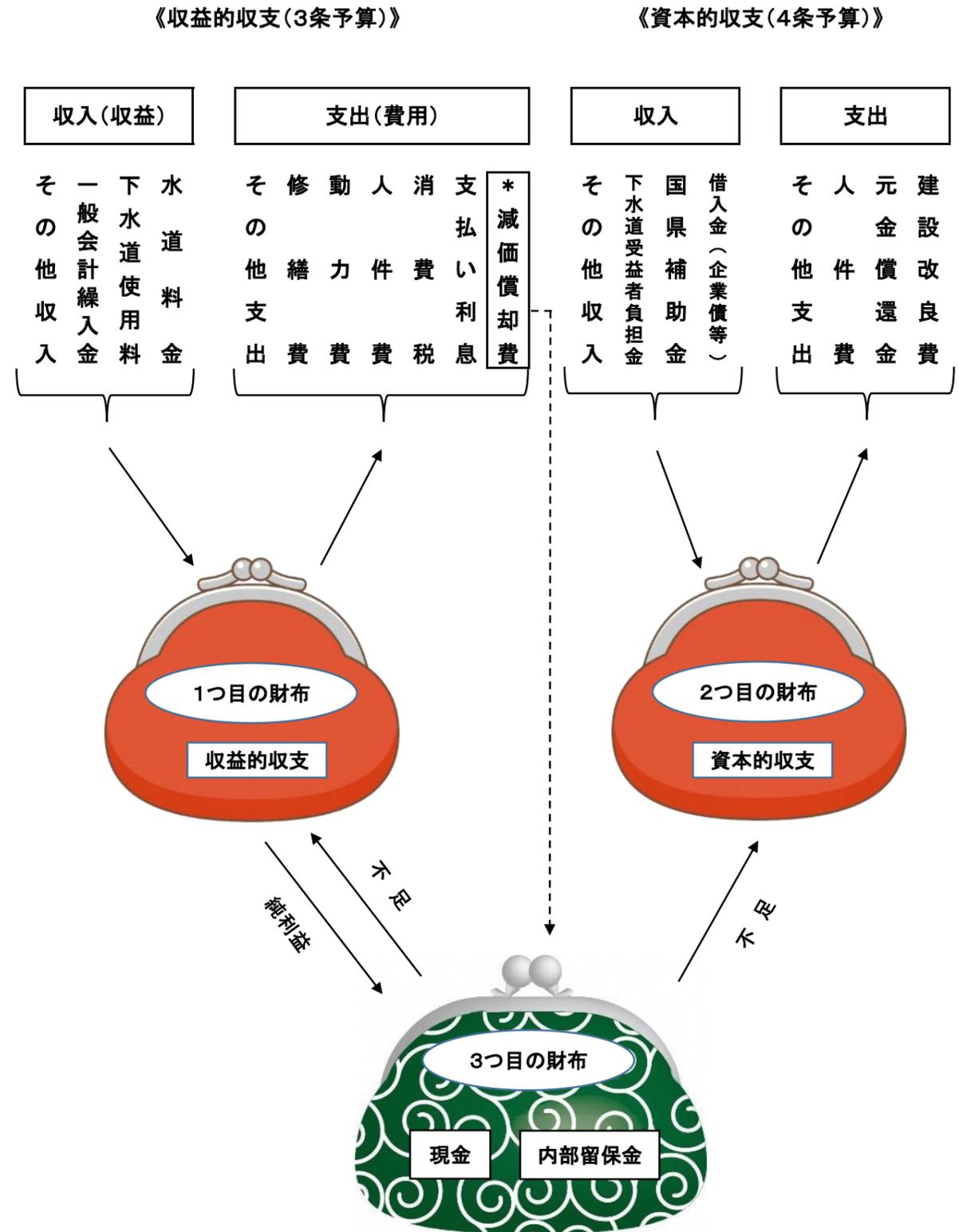
○3つ目の財布には今までの(前年度まで)1つ目の財布の儲けなどが入れてあり、1つ目の財布と2つ目の財布に不足が生じると、ここから補填します。(貯金のような性格の財布で積立金等も含む)

○公営企業会計では、1つ目の財布のことを「収益的収支」、2つ目の財布のことを「資本的収支」、3つ目の財布のことを「内部留保資金」と呼んでいます。

○以上のことから、1つ目の財布から儲けが出て、3つ目の財布にある程度余裕がないと安定した水道事業、下水道事業の経営ができないことになります。

※1つ目の財布の「儲け」とは「純利益」のこと。

水道事業・下水道事業会計のしくみ(図解)



*減価償却費は、非現金科目となるため、補填財源となります